

令和3年度上越市奨学生募集要項【在学募集】

※令和3年4月から奨学金の貸与を希望する方を対象とした募集のご案内です。

1 奨学生の資格と貸付額

- ・経済的理由で修学が困難な方に対する奨学金貸付制度です。
- ・将来、奨学生の皆さんが地元で活躍されることを願って、市が行う制度です。

資格(次のいずれにも該当する方)	貸付額 (無利子)
○上越市に保護者等が居住する世帯の学生又は生徒 ○学校教育法に定める下の欄の学校に在学する学生又は生徒	
①高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程に限る)、 特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程在学者(修業年 限が2年以上)	月額 15,000円
②大学(専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職 短期大学を含む)、 専修学校の専門課程在学者(修業年限が2年以上)	月額 40,000円

(1)成績基準

①高校、専修学校(高等課程)等

- ・原則的には学習成績評定による選考はしない。

②大学、専修学校(専門課程)等

- ・1年生については、高校等における学習成績評定が全履修科目の平均値で概ね3.5以上(5段階評価)であること。

※ただし、高校等を卒業し大学等の1年に在学する人で、申込時において市民税所得

割非課税世帯又は生活保護世帯の人は、学習成績評定による選考はしない。

- ・2年生以上については、申込時までの在学校の成績で良以上又はB以上が全履修科目数の50%を超えること。

(2)家計基準

保護者(父及び母。母子・父子世帯の場合は母又は父。)若しくは家計の主事者等の1年間の所得額が上越市教育委員会の定める基準以下であること。

※ 詳細は別紙「令和3年度上越市奨学金家計基準【在学募集】」でご確認ください。

2 採用予定人数

20人程度

*奨学金貸付審査委員会の審査により選考します。

3 奨学金の貸付期間

貸付決定の月(令和3年4月以降)からその人の在学する学校の最短修業年限の終期までの期間。

4 奨学金の交付

奨学金は、4月、7月、10月、1月にそれぞれ3か月分を本人名義の口座に交付します。
(ただし初年度は、貸付を決定した月以降に交付)

5 申込方法

提出書類 (提出された書類は返却しませんので注意してください)	① 奨学生採用申込書 (「認定所得額計算書」の添付があるもの)
	② 奨学生推薦調書 (令和3年度新1年生は卒業学校からの証明)
	③ 在学証明書 (入学後に学校で発行したもの)
	④ 収入等に関する証明書 (父母又は家計の主宰者のものが必要) ◇必ず必要な書類 ・令和2年1年間の所得額が分かる書類 (令和2年分源泉徴収票の写し、確定申告書の控えの写し、最新の市民税申告票の写しのうちいずれか) ※父、母とも必要 ◇世帯の状況により必要となる書類 ・雇用保険受給者 (予定者含む) は雇用保険受給資格証の写し ・年金受給者の場合は、その金額が分かる書類 (年金の源泉徴収票等)
申込受付	上越市教育委員会 学校教育課 (〒942-8563 上越市下門前 1770 番地) 総合事務所の教育・文化グループ、南・北出張所
申込期間	令和3年4月1日(木)～4月30日(金) (当日消印有効)

6 採用決定及び通知

- 奨学生の採用は、上越市奨学金貸付審査委員会の選考を経て教育委員会が決定します。
- 採用又は不採用については、本人に通知します。

7 募集開始から奨学金交付までの流れ

時 期	内 容
4月1日～5月1日	・募集受付期間
6月上旬～中旬	・審査委員会による選考
6月中旬～下旬	・審査結果 (採用・不採用) の通知 ※学校教育課より郵送で通知します。
6月下旬	・口座振込依頼書等の書類提出 ※詳細は審査結果通知後にお知らせします。
7月中旬～下旬	・奨学金の入金 ※4月から9月までの6か月分をまとめて振り込む予定です。

8 連帯保証人及び保証人

採用が決定し、貸与を受ける際には、連帯保証人（父母等）1人、および保証人（本人、連帯保証人と世帯を異にし、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる者で65歳未満の者）1人が必要です。また、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出も必要となります。

（採用後に、連帯保証人及び保証人の関係書類の提出がない場合は、奨学金を貸与することはできませんので注意してください。）

9 奨学金の返還

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

奨学金の貸与終了に当って「借用証書」を提出いただきます。その際には、連帯保証人（父母等）1人及び保証人（本人、連帯保証人と別世帯かつ別生計の65歳未満の者）が1人必要となります。返還方法には、年賦（1年間に1回返還）や半年賦（1年間に2回返還）・月賦があり、借用証書提出時に選択します。奨学金は無利子です。貸付期間の3倍の年数以内に返還しなければなりません。

なお、奨学生が奨学金の返還を履行しない場合、法律（民法）に基づき奨学生に代わって連帯保証人・保証人が返還を履行する責任を負うことになります。

※上越市奨学金の申込み要件該当者は、高校生・大学生等ともに新潟県奨学金や日本学生支援機構奨学金の対象者になりますので、併せて申し込むことをお奨めします。（問い合わせ先：新潟県奨学金については在学校の奨学金担当窓口又は新潟県教育庁高等学校教育課 電話 025-280-5609、日本学生支援機構奨学金については予約採用・在学採用ともに現在在学中の学校の奨学金担当窓口が受付します。）

「奨学生採用申込書等」記入要領

上越市奨学金は、学生本人に貸与するものです。申込書は学生本人が記入してください。
申込書は、選考上の大切な資料です。事実をありのままに記入してください。

- 1 「氏名」欄には、必ず戸籍に記載されているものを記入ください。
 - 2 「生年月日」欄の年齢は、令和3年4月1日現在で記入ください。
 - 3 「本人住所」欄は居住地を、「家族住所」欄は住民票に記載されているもので、以下も記入ください。(郵便番号及び寮、アパート等の名称、室番号も記入)
 - 4 「在学(予定)学校」欄は、令和3年4月1日現在の状況を記入してください。国公立又は私立に☑印し、在学(予定)学校名、学部、学科、学年、を記入してください。
 - 5 「入学・卒業予定」欄は、入学年月日及び卒業予定年月日を記入ください。
 - 6 「本人及び家族状況」欄は、生計を一にしている者は、同居・別居を問わず、全員記入ください。
「年齢」は、令和3年4月1日現在で記入ください。
「続柄」は、申込者本人からみた関係を記入ください。
「職業」「勤務先」は、具体的に記入ください。
「認定所得額」は、「令和3年度上越市奨学金認定所得額計算書」により算出した金額を記入してください。
「在学(予定)学校名、学年、奨学金の有無」は、学生の場合に記入ください。
 - 7 「奨学金貸付を希望する理由」欄は、奨学金を申し込むに至った事情などを具体的に記入ください。家計困難・経済的理由のため・収入少なく修学困難等のみでは受付られません。
 - 8 「本人の履歴」欄は、中学校卒業から在学(予定)校入学までの年月、学校名及び入社年月・会社名を記入ください。(大学入学資格検定合格者は、その年月も記入。)
 - 9 「誓約」欄は、本人並びに連帯保証人が必ず自書ください。また押印の際は、その印鑑が申込者のものと同一又はシャチハタ印である場合は、書類不備となります。注意ください。
 - 10 「連帯保証人」は、原則、保護者等(父母等)ですが、事情によってはこれに代わる適当な者を選定ください。連帯保証人は成人であって、将来、本人と連帯して弁済の責任を負います(なお、採用後には「保証人」の選定も必要です。保証人は同じく成人であって、連帯保証人とは独立した生計を営む者で、将来本人・連帯保証人に次いで弁済の責任を負います)。
 - 11 奨学生推薦書は、学校へ提出し、推薦を受けてください。
 - ・令和3年度新1年生の場合は出身高等学校(中学校)等から推薦を受ける
 - ・令和3年度4月1日現在2年生以上の場合は在学学校の推薦を受ける
 - 12 所得関係書類を忘れずに提出ください。提出がない場合は奨学金を貸与することはできませんので注意してください。
 - ・給与所得のみの方は、令和2年分の源泉徴収票の写し
 - ・その他の方は、令和2年分の確定申告書の控えの写し又は最新の市民税申告票の写し
- ◎ 提出先 上越市教育委員会学校教育課、総合事務所の教育・文化グループ、南・北出張所
◎ 問合せ先 上越市教育委員会 学校教育課 学事・庶務係
〒942-8563 上越市下門前1770番地 (Tel. 025-545-9244)

令和3年度上越市奨学金家計基準【在学募集】

【1. 高校生等が奨学金の貸与を受ける場合の家計基準】

- 奨学金の貸与を希望する本人の保護者（父及び母。母子世帯の場合は母。父子世帯の場合は父。）、若しくは家計の主宰者の1年間の所得金額（※1）から特別控除額（※2）を引いた金額（以下「認定所得額」という。）が332万円以下であること。なお、認定所得額は「令和3年度上越市奨学金認定所得額計算書」を用いて算出してください。

※1 所得金額とは、奨学金の貸与を希望する本人の保護者（父及び母）若しくは家計の主宰者の令和2年における下記の金額を合計したもの。

① 給与所得の場合

所得税法第28条に定める金額

※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が給与所得金額です。

② 給与所得以外の場合

所得税法第23条から第27条までの額又は第30条から第35条の金額

※収入額から必要経費を差し引いた金額（必要経費とは、事業所得においては売上品原価と営業経費（人件費、減価償却費、公租公課等）との合計額であり、農業所得では肥料や苗代・飼料・燃料代等の購入費の合計額）。

※2 特別控除額とは、「令和3年度上越市奨学金認定所得額計算書」の中にある「特別控除額表」の金額を示す。

- 本人の保護者等が、無職無収入の場合は、所得金額を0円とします。証明書類を添付してください。

（ただし、雇用保険等受給者は保険金額を収入としますので証明書類を添付ください。）

- 認定所得額の算出は、「令和3年度上越市奨学金認定所得額計算書」を用いて計算し、必要な添付書類がある場合は、併せて提出してください。

- 奨学生採用申込書を提出する際は、給与所得のみの人は令和2年分の源泉徴収票の写しを、その他の人は令和2年分の確定申告書の控えの写し又は最新の市民税申告票の写しを添付してください。なお、所得を確認できる関係書類等の提出がない場合は奨学金を貸与することはできませんので注意してください。

【2. 大学生等が奨学金の貸与を受ける場合の家計基準】

- 奨学金の貸与を希望する本人の保護者（父及び母。母子世帯の場合は母。父子世帯の場合は父。）、若しくは家計の主宰者の1年間の所得金額（※1）から特別控除額（※2）を引いた金額（以下「認定所得額」という。）が446万円以下であること。なお、認定所得額は「令和3年度上越市奨学金認定所得額計算書」を用いて算出してください。

※1 所得金額とは、奨学金の貸与を希望する本人の保護者（父及び母）若しくは家計の主宰者の令和2年における下記の金額を合計したもの。

① 給与所得の場合

所得税法第28条に定める金額

※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が給与所得金額です。

② 給与所得以外の場合

所得税法第23条から第27条までの額又は第30条から第35条の金額

※収入額から必要経費を差し引いた金額（必要経費とは、事業所得においては売上
品原価と営業経費（人件費、減価償却費、公租公課等）との合計額であり、農業
所得では肥料や苗代・飼料・燃料代等の購入費の合計額）。

※2 特別控除額とは、「令和3年度上越市奨学金認定所得額計算書」の中にある「特別控除額表」の金額を示す。

- 本人の保護者等が、無職無収入の場合は、所得金額を0円とします。証明書類を添付してください。
(ただし、雇用保険等受給者は保険金額を収入としますので証明書類を添付ください。)
- 認定所得額の算出は、「令和3年度上越市奨学金認定所得額計算書」を用いて計算し、必要な添付書類がある場合は、併せて提出してください。
- 奨学生採用申込書を提出する際は、給与所得のみの方は令和2年分の源泉徴収票の写しを、その他の方は令和2年分の確定申告書の控えの写し又は最新の市民税申告票の写しを添付してください。なお、所得を確認できる関係書類等の提出がない場合は奨学金を貸与することはできませんので注意してください。

第1号様式 (第2条関係)

奨学生採用申込書

ふりがな				生年月日		年 月 日 (歳)	
氏 名						電話番号 ()	
本 住 人 所						電話番号 ()	
家 族 住 所						電話番号 ()	
※	在 学 校	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立		学校名 _____ _____ 部 _____ 科 第 _____ 学年			
	入学 (編入学) 年 月 日 卒業予定 年 月 日	学校の種類 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 大学 (専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職短期大学を含む) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校					
本人及び家族状況	氏 名	年齢	続柄	職業	勤務先	認定 所得額	在学学校名、学年、 奨学金受給の有無
			本人			円	

※ ~~予約募集の場合は、進学予定校 (志望校) について記載してください。~~

注) 申請書の提出にあたっては、令和2年分の所得額が確認できる書類 (源泉徴収票、確定申告書の控えの写し、市民税申告書の写しなど) を添付ください。

奨学金貸付を希望する理由	(本人が具体的に記入してください。)				
				
				
				
(学歴・職歴) 本人の履歴	年 月		年 月		
	年 月		年 月		
	年 月		年 月		
貸付を希望する金額について	月額： _____ 円 (月額上限額以内で記入)				
	入学準備金(10万円)貸付希望の有無 【 有 ・ 無 】 ※ 大学等への進学を条件として貸付けを予約する場合のみど ちらかに○を付けてください。				
上記記載事項は、事実と相違ありません。上越市の奨学生としての採用を申し込みます。奨学生として採用された場合は、上越市奨学金貸付条例の規定に従い奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の返還にも誠実にその責務を履行します。					
上記のとおり連帯保証人と連署して誓約します。					
(宛先) 上越市教育委員会			年 月 日		
			本人氏名 _____ ㊟		
			連帯保証人氏名 _____ ㊟		
連帯保証人関係事項 【連帯保証人が記載すること】	現住所	〒 _____	本人との続柄	職 業	
		電話番号 _____			
	勤務先	会社名 _____	生年月日		
		事業所所在地 _____	年 月 日生		
	電話番号 _____		(満 歳)		

第2号様式（第2条関係）

奨学生推薦調書

ふりがな			調書作成者名	
氏名				㊟
在学学校 —(※)—	学校名 部 科 第 学年 (年 月 日入学・編入			
出身学校	学校名	年 月	卒業（見込み）	前期課程修了（見込み）
学習成績の評定平均値				
推 薦 所 見				
<p>上記の者は、上越市の奨学生として適確であると認め、推薦します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 上越市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">学校所在地</p> <p style="text-align: center;">学 校 名</p> <p style="text-align: center;">学 校 長 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>				

※ 進学を条件として貸付けを予約する場合は進路が決定していないときは、記入不要です。

[備考] 学業成績の評定平均値は、在学又は卒業学校の在籍期間中の全履修科目の評定を合計し、科目数で割ったものを記入すること。ただし、記入できない場合は、成績証明書を添付すること。

令和3年度 上越市奨学金 認定所得額計算書

※ 「認定所得額」とは、保護者等の1年間の所得金額から特別控除額(下記の「特別控除額表」のとおり)を引いた金額のことです。

※ 次の①から③に基づき、「認定所得額」を求めてください。

① 同一世帯に「特別控除額表」に当てはまる者がいる場合は「該当者の有無」欄に○を付ける。

「特別控除額表」

区分	特別の事情	特別控除額表				該当者の有無 (有の場合は○を付ける)
				自宅通学	自宅外通学	
就学者分控除	本人以外の就学者がいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		8万円		
		中学校(中等教育学校前期課程含む)		16万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校 (中等教育学校後期課程含む)	国・公立	28万円	47万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
			私立	41万円	60万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
			私立	60万円	80万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
		大学(大学院含む)	国・公立	59万円	102万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
			私立	101万円	144万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円
私立	37万円			46万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
専門課程	国・公立		22万円	62万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
	私立		72万円	112万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
その他の控除	母子・父子世帯			49万円		
	障害のある人がいる世帯	障害のある人1人につき (※障害者手帳の写しなどの証明書類が必要)		86万円		

※身体障害者手帳(写し)、療育手帳(写し)、精神障害者保健福祉手帳(写し)、特別児童扶養手当証書(写し)、障害基礎年金等の年金証書(写し)

備考1 「就学者分控除」欄の「本人以外の就学者がいる世帯」の控除は、申込者本人を除く世帯員を対象とする。

備考2 該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの控除を合わせて控除することができる。

② 保護者等の1年間の所得金額から「特別控除額表」より当てはまる金額を引く。

【保護者等の1年間の所得額】 _____円	-	【該当する特別控除額の合計】 _____円	=	【認定所得額】 _____円
---------------------------------	---	---------------------------------	---	--------------------------

③ 上記②の計算により算出された【認定所得額】が上越市教育委員会の定める金額以下である場合、所得基準を満たしています。(本人が高校生等の場合:332万円以下、本人が大学生等の場合:446万円以下)

【メモ】

令和3年度 上越市奨学金 認定所得額計算書(記載例)

※ 「認定所得額」とは、保護者等の1年間の所得金額から特別控除額(下記の「特別控除額表」のとおり)を引いた金額のことです。

※ 次の①から③に基づき、「認定所得額」を求めてください。

① 同一世帯に「特別控除額表」に当てはまる者がいる場合は「該当者の有無」欄に○を付ける。

「特別控除額表」

区分	特別の事情	特別控除額表		該当者の有無 (有の場合は○を付ける)		
就学者分控除	本人以外の就学者がいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		8万円		
		中学校(中等教育学校前期課程含む)		16万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校 (中等教育学校後期課程含む)	国・公立	28万円	47万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
			私立	41万円	60万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
			私立	60万円	80万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
		大学(大学院含む)	国・公立	59万円	102万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
			私立	101万円	144万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円
私立	37万円			46万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
専門課程	国・公立		22万円	62万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
	私立		72万円	112万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
その他の控除	母子・父子世帯			49万円		
	障害のある人がある世帯	障害のある人1人につき (※障害者手帳の写しなどの証明書類が必要)		86万円		

兄が私立大学に自宅外から通っている。

この金額が「上越市教育委員会の定める金額」以下である

② 保護者等の1年間の所得金額から「特別控除額表」より当てはまる金額を引く。

【保護者等の1年間の所得額】	—	【該当する特別控除額の合計】	=	【認定所得額】
550万円		144万円		406万円

源泉徴収票より転記する。

③ 上記②の計算により算出された【認定所得額】が上越市教育委員会の定める金額以下である場合、所得基準を満たしています。(本人が高校生等の場合:332万円以下、本人が大学生等の場合:446万円以下)

【メモ】